明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一　○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件（**総務**一九二）
二　○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（**同**一九三）
三　○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（**同**一九四）
○家畜改良増殖法第四条第四項の規定に基づき、種畜証明書の交付、書換交付及び再交付の手続きに関する事務を独立行政法人家畜改良センターに委託した件の一部を改正する件（**農林水産**六〇三）

〔公　告〕

諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四五